



岡情審査第1675号

平成25年2月13日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

別表（諮問一覧）に掲げる下記の諮問について次のとおり答申します。

記

別表（諮問一覧）の開示請求受付日に開示請求された公文書（以下「本件公文書」という。）に関して、文書不存在を理由とする非開示決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 審査会の判断

1 文書不存在を理由とした非開示決定処分について

開示請求において、公文書が不存在として非開示決定がなされた場合には、実施機関が請求された公文書を作成した事実が明らかに認められる場合又は支出命令書等のように、その作成が例規上義務づけられている場合を別にすると、当該不存在の事実を前提にして判断せざるを得ないものである。

これを本件諮問についてみると、実施機関が不存在とした公文書については、作成している事実がなく、例規上明らかに作成義務が課せられている文書には当たらない。したがって、当該公文書が不存在であることを前提に非開示処分の当否を判断せざるを得ないものである。よって、その不存在の事実を前提に判断すると、非開示処分に違法・不当な点はないといわざるを得ない。

なお、異議申立人からの異議申立書において、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第35条及び岡山市文書取扱規程第3条を根拠にして、文書作成義務違反との主張が繰り返し述べられているが、具体的な事案の処理に当たってどの範囲で文書を作成すべきかは、裁量の範囲を著しく逸脱していると判断される場合は別として、基本的に実施機関の合理的裁量に委ねられて

いるというべきである。本件において、実施機関が、上記裁量の範囲を著しく逸脱していると判断することはできない。

2 理由付記について

実施機関が、本件公文書について、非開示理由を文書不存在として通知書に付記している内容をみると、「該当する文書は作成しておらず不存在のため」などと、一般人が容易に理解し得るものであると判断でき、条例第10条第1項に違反しているとはいえない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第3. 審査会の処理経過

1 開示請求から諮問までの経過

別表（諮問一覧）のとおり

2 審議期間

平成24年1月30日～平成25年1月28日

